



山形県公報

平成28年3月1日(火)
第2726号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則……………(健康福祉企画課) ……209

### 告 示

- 私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定……………(学事文書課) ……212
- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……213
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……214
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し……………(障がい福祉課) ……215
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……216
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 河川区域の指定……………(河川課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農政企画課) ……217
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……218

## 規 則

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第2号

#### 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正当な理由により行う場合)

第2条 条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために同条各号に掲げる行為をする場合とする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成

15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ホ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設

(2) 学術研究又は試験検査の用途（前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 犯罪鑑識の用途

(4) 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

(5) 工業用の用途

(6) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途（収去証の交付）

第3条 条例第17条第1項の規定による収去は、別記様式第1号による収去証を交付して行うものとする。（身分証明書の様式）

第4条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第2号によるものとする。（警告書の様式）

第5条 条例第18条第3項の規則で定める様式は、別記様式第3号によるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）第17条第1項の規定により、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者 所 属  
職 名  
氏 名

㊞

備 考

様式第2号

(表)

|                                                                                                                                                                           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="border-top: 1px solid black; width: 80%;"></span> <span>85mm</span> </div> |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 号                                                                                                                                                                       | 身 分 証 明 書 | <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             写<br/>真           </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <span style="border-left: 1px solid black; width: 100%;"></span> <span style="margin-left: 5px;">53<br/>mm</span> </div> |
| 所 属                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 職 名                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 氏 名                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 年 月 日生                                                                                                                                                                    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p style="text-align: center;">上記の者は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）第17条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。</p>                                                       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 年 月 日発行                                                                                                                                                                   | 山形県知事     | <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

(裏)

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（抜粋）

（立入調査等）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下この項において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他前条各号に掲げる行為に関係ある場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 一略一

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

山形県知事

印

警 告 書

下記1の行為は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）第16条第号の規定に違反するので、同条例第18条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。

（なお、この警告に従わない場合、同条例第19条第1項の規定により、下記2の措置を採るよう命じる場合があります。）

記

1 行為

(1) 行為をした者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 日時

(3) 場所

(4) 内容

2 採るべき措置及びその期限

告 示

山形県告示第197号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人等が同条第2項の規定により届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

昭和52年10月県告示第1735号（昭和52年度以後の私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

山形県告示第198号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## (図 書)

| 指定<br>番号 | 題 名                         | 図書コード等    | 発 行 所 等       | 指 定 の 理 由                           |                                             |
|----------|-----------------------------|-----------|---------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| 661      | おしとね天繕 ゴールドフィンガー            | 50451-40  | 株式会社リイド社      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |                                             |
| 662      | あなたのとなりの闇世界                 | 53454-34  | 株式会社コアマガジン    |                                     |                                             |
| 663      | 2016年業界最初の悪特盛               | 53454-35  | 株式会社コアマガジン    |                                     |                                             |
| 664      | 欲情ナースのヌっとり絶頂クリニック♥          | 57635-56  | 株式会社竹書房       |                                     |                                             |
| 665      | しろうと人妻 ねっとり不倫日記             | 51556-92  | 株式会社メディアックス   |                                     |                                             |
| 666      | 熱愛美少女インラン系                  | 57635-54  | 株式会社竹書房       |                                     |                                             |
| 667      | 絶対恋愛 Sweet                  | 15557-02  | 株式会社笠倉出版社     |                                     |                                             |
| 668      | 月刊 劇漫スペシャル 2016 3月号         | 13545-3   | 株式会社竹書房       |                                     |                                             |
| 669      | スカートの中の秘密                   | 53454-36  | 株式会社コアマガジン    |                                     |                                             |
| 670      | 家賃はカラダで払います♥<br>家出娘とイチャラブ性活 | 57635-58  | 株式会社竹書房       |                                     |                                             |
| 671      | 週刊実話 ザ・タブー                  | 20327-2/5 | 株式会社日本ジャーナル出版 |                                     | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 672      | 実話 ナックルズ SPECIAL            | 68515-60  | ミリオン出版株式会社    |                                     |                                             |
| 673      | 実話 ナックルズ 2月号                | 04877-2   | ミリオン出版株式会社    |                                     |                                             |

## 山形県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地          | 指 定 年 月 日    |
|-------------------|------------------------------|--------------|
| 平 林 歯 科 医 院       | 鶴岡市神明町7番32号                  | 平成27. 12. 25 |
| 訪問看護ステーション デューン山形 | 山形市城南町一丁目18番17号 ダイヤ65駅西203号室 | 同            |
| レ イ ン ボ ー 歯 科 医 院 | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号             | 平成28. 1. 1   |
| 片 桐 皮 膚 科 医 院     | 山形市十日町三丁目1番36号               | 同 2. 1       |

## 山形県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日        |
|-------------------|------------------|--------------|
| 平 林 歯 科 医 院       | 鶴岡市神明町7番32号      | 平成27. 12. 12 |
| レ イ ン ボ ー 歯 科 医 院 | 米沢市下花沢二丁目7番32-6号 | 同 12. 31     |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局     | 鶴岡市美咲町23番1号      | 平成28. 1. 31  |

## 山形県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------|--------------------------|----------------|-------------|
| 萬屋薬局江俣店   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市江俣四丁目17番33号 | 平成28. 2. 12 |
| 萬屋薬局かみの山店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 上山市弁天二丁目2番13号  | 同           |

## 山形県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ぬくもり訪問介護事業所  
米沢市松が岬二丁目6番16号
- 変更の内容

| 指定介護機関の所在地  |                | 変更年月日       |
|-------------|----------------|-------------|
| 変 更 前       | 変 更 後          |             |
| 米沢市立町4339番地 | 米沢市松が岬二丁目6番16号 | 平成28. 2. 11 |

**山形県告示第203号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 取消年月日      |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 合同会社プライムワークス<br>米沢市東大通一丁目1番122号 | 障がい福祉サービス事業所 ふらいむ<br>米沢市東大通一丁目1番122号 | 就労継続支援（B型）  | 平成28. 3. 1 |

**山形県告示第204号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市、鶴岡市、東田川郡三川町及び同郡庄内町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成27年7月6日から平成28年2月1日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（水準測量）

**山形県告示第205号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字畑沢字深沢向794-1
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

### 山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|------------------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 寒河江市大字平塩字山崎2172番1から<br>東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花1147番3まで | 旧    | 27.0メートル<br>} 4.4  | 5,697メートル |
| 同 上                                            | 新    | 27.0メートル<br>} 4.4  | 同 上       |
| 東村山郡中山町大字岡字経田466番17から<br>同 長崎字三千刈8557番まで       |      | 52.6メートル<br>} 21.8 | 1,027メートル |

### 山形県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東置賜郡川西町大字時田
- 2 公共測量を実施した期間  
平成27年7月7日から同年12月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

### 山形県告示第208号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 水系名 | 河川名 | 指 定 区 域                                                          | 指定年月日      |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------|------------|
| 赤 川 | 赤 川 | 別紙図面に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域（別紙図面は、省略） | 平成28. 3. 1 |

### 山形県告示第209号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。



別表第6中

|                 |                 |                 |        |       |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-------|
| 新庄市農業協同組合<br>本所 | 新庄市沖の町5番55<br>号 | 新庄市農業協同組合<br>本所 | 〃 新庄支店 | を     |
| 〃<br>新庄支所       | 〃 〃 〃           | 〃 〃             | 〃 〃    |       |
| 新庄市農業協同組合<br>本所 | 新庄市沖の町5番55<br>号 | 新庄市農業協同組合<br>本所 | 〃 新庄支店 | に改める。 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農政企画課及び各総合支庁産業経済部農業振興課において平成28年3月14日まで縦覧に供する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける<br>土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける<br>者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地             |
|---------------------------|--------------------|---------------------------|
| 山形市                       | 14者                | 山形市白川49番ほか37筆             |
| 上山市                       | 2者                 | 上山市牧野字三ノ木501番ほか1筆         |
| 山辺町                       | 3者                 | 東村山郡山辺町大字山辺字小鶴沢2369番2ほか7筆 |
| 中山町                       | 2者                 | 東村山郡中山町大字向新田字向野711番ほか2筆   |
| 寒河江市                      | 25者                | 寒河江市大字高屋字台下638番1ほか51筆     |
| 河北町                       | 16者                | 西村山郡河北町西里字白山堂747番1ほか50筆   |
| 西川町                       | 1者                 | 西村山郡西川町大字吉川字稲沢2487番ほか3筆   |
| 大江町                       | 4者                 | 西村山郡大江町大字左沢字高松2205番2ほか14筆 |
| 東根市                       | 21者                | 東根市大字羽入字向野1086番ほか88筆      |
| 尾花沢市                      | 24者                | 尾花沢市大字中島字霧410番14ほか115筆    |
| 大石田町                      | 11者                | 北村山郡大石田町大字田沢字沖2676番2ほか40筆 |

|       |     |                              |
|-------|-----|------------------------------|
| 南 陽 市 | 1 者 | 南陽市宮崎字押切二252番 1 ほか 4 筆       |
| 長 井 市 | 3 者 | 長井市五十川字大土井二5026番ほか 3 筆       |
| 白 鷹 町 | 5 者 | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字七町八反6263番ほか65筆   |
| 飯 豊 町 | 9 者 | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字中里3022番 2 ほか24筆 |
| 鶴 岡 市 | 81者 | 鶴岡市田川字高田 4 番 3 ほか492筆        |
| 酒 田 市 | 33者 | 酒田市宮内字前田267番 1 ほか178筆        |
| 三 川 町 | 4 者 | 東田川郡三川町大字神花字神田面45番 2 ほか 9 筆  |

## 2 申請年月日

平成28年2月12日

## 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線透視撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年3月1日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室 2
- (2) 日 時 平成28年4月13日（水） 午前9時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線透視撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年11月30日（水）
- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を

除く。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成28年3月30日（水）午後4時までに契約事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加できない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: radiographic X-ray equipment: 1

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. April 13, 2016

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623

平成28年3月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年3月1日発行 発行人 山形県